

【照会先】

香川労働局 職業安定部 職業対策課
(代表電話) 087-811-8923

報道関係者 各位

**香川県内の外国人労働者数は、4,262人
(うち、中国国籍の方が、2,446人と57.4%を占めている。)**

～ 外国人雇用状況の届出状況について (平成25年10月末現在) ～

香川労働局では、外国人雇用状況の届出状況について、集計結果をまとめましたので、公表します。

外国人雇用状況の届出制度は、雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援を図ることを目的として、すべての事業主に対し、外国人労働者(※1)の雇入れ及び離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について確認し、厚生労働大臣(ハローワーク)へ届け出ることを義務づけています。(※2)

【届出状況のポイント】

- 外国人労働者数は4,262人と前年同期比で50人(1.16%)減少
- 外国人労働者を雇用している事業所数は895か所と前年同月比で7か所(0.8%)増加
- 国籍別にみると、中国が最も多く2,446人、外国人労働者全体の57.4%、前年同月比で226人(8.5%)減少、次いでフィリピンで、同640人(15.0%)、同72人(12.7%)増加
- 在留資格別にみると、専門的・技術的分野の外国人労働者は300人で、前年同期比で6人(2.0%)減少、身分に基づく在留資格は1,001人で、同18人(1.8%)減少している一方、技能実習は2,846人で、同57人(2.0%)増加

※ 内容の詳細は次頁以降の外国人雇用状況の届出状況(平成25年10月末現在)参照

※1 外国人雇用状況届出の対象となる労働者は事業主から雇用される者であって、在留資格「外交」・「公用」以外の者及び特別永住者以外の者をいう。

※2 当該数値は平成25年10月末時点の事業主から提出のあった届出件数を集計したものであり、必ずしも外国人労働者全数とは一致していません。